

計画書

西三河都市計画地区計画の変更（幡豆町決定）

西尾幡豆都市計画大坪地区計画を西三河都市計画大坪地区計画に改める。

名 称		大坪地区計画					
位 置		幡豆郡幡豆町大字西幡豆字山副、字上大坪及び字西大坪の各一部 (平成23年4月1日より西尾市に合併)					
面 積		約 1.8 ha					
区 又 域 は の 保 整 全 備 の 開 方 発 針	地区計画の目標	<p>本地区は、整備された国道247号の沿道利用を図ることがふさわしく、また住宅地として恵まれた立地条件を有した地区である。</p> <p>現在では、県道西尾幡豆線へ接続する町道第653号線及び取付け道路の完成により、沿道利用を図るべき可能性がさらに上がっている。</p> <p>また、地区内の北側においては、雑種地や農地が多く広がり、都市基盤整備の遅れが問題となっている。</p> <p>したがって、本計画は地区施設の計画的な整備並びに幹線道路の沿道にふさわしい土地利用を誘導し、良好な市街地形成を図ることを目的とする。</p>					
	土地利用の方針	<p>国道247号をはじめとする幹線道路沿いとしての利便性の活用と住宅地としての土地利用とを図るため、次の方針により土地利用を誘導する。</p> <p>1 A地区 沿道型サービス店等の業務の利便を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護する地区とする。</p> <p>2 B地区 主として住宅環境を保つべき地区とする。</p>					
	地区施設の整備方針	<p>既存の道路等を有効に活用しながら、健全で良好な住宅市街地を形成するため、区画道路等の改善及び整備を行う。</p>					
	建築物等の整備の方針	<p>良好な居住環境の創出を図るため、建築物等の用途の制限を定める。</p>					
地 区 整 備 計 画	地区施設の配置及び規模		道 路	名称	幅員	延長	備考
			道路1号	15.0m	約35m		
			道路2号	4.0m	約82m	拡幅	
建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	A 地区		B 地区		
		地区の面積	約 1.0 ha		約 0.8 ha		
	建築物等の用途の制限		<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第130条の6の2で定める運動施設。</p> <p>2 自動車教習所</p> <p>3 畜舎</p>		<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1 公衆浴場</p> <p>2 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2で定める運動施設。</p> <p>3 ホテル又は旅館</p> <p>4 自動車教習所</p> <p>5 畜舎</p>		

「区域、地区の区分、壁面の位置の制限及び土地利用の制限の区域は計画図表示のとおり」

